

2019年 12月17日

広島大学長
越智光夫殿

広島大学教職員組合
執行委員長 中山祐正

契約職員の諸問題に関して要求書

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、標記に関して以下の要求を行います。なお、賃金の問題が中心ですが、従前、組合統一要求書において要求しているものから抜粋し併せて再掲しますのでよろしく願いいたします。

1. 契約職員の本給表の改定について

2019年11月15日貴回答において「同一労働同一賃金の対応の中で併せて協議したい」旨、いただきました。つきましては至急「案」をお示してください。それを受け金額及び職種等の検討を開始します。

2. パートタイム契約職員への賞与支給について

上記1.と同様に2019年11月15日貴回答において「同一労働同一賃金の対応の中で併せて協議したい」旨、いただきました。つきましては至急検討状況をお示してください。本件はパートタイム契約の組合員の切実な願いです。

3. 勤続永年表彰について

「週5日未満の勤務で勤務期間が20年以上の契約職員も含めること」を統一要求書の中でも求めています。それに併せて、このたび、「20年以上の勤続であり、かつそれは大学の現場で勤務した期間を通算したもの」を表彰するように求めます。例えば、派遣等の勤務状態から大学雇用に切替わった場合、派遣等での勤務期間も含むようにしてほしいという内容です。これは同じ現場において同じ期間、仲間として働いてきたにもかかわらず、大学雇用の時期からカウントされるため、差が発生することからの申し出です。今後、たんぼぼ保育園の保育士の現場等で発生する懸念があります。

4. パートタイム契約職員の看護休暇の有給化について

(9歳3月末までの子の看護)

現在、パートタイム職員には無給である各種休暇を有給へ転換していくことは「同一労働同一賃金」の流れの中で重要なことです。今回は、特に養育する子の看護が必要な看護休暇の有給化を優先的に求めます。仕事と育児を両立させるには収入の減少を心配することなく安心して利用できる制度がほしいという現場からの切実な声があります。

また、様々な要因により休暇取得が困難な職場も依然多くあります。併せて休暇が取得できる職場環境作りを求めます。

※別紙も参照ください。

5. パートタイム契約職員の宿舍入居について

上記4. にも関係しますが、常勤職員の減少に伴い、またフルタイム契約職員の募集も減少していることから、パートタイム契約職員でその職務を遂行している例が増えてきました。単身で生活をしている場合、家賃の問題は切実です。現在の宿舍の入居要件はフルタイムの雇用形態(週5日勤務で1日あたりの勤務時間が7.75時間)、複数事業年度雇用(見込みも含む)とされています。その緩和を行い、パートタイムに従事している職員への住居を可能とすることを求めます。

6. 契約更新の説明等を専門職の担当者から受けたい

契約職員の配置は各部局、各種センター等において広範囲です。予てから組合では「自身の契約等に関して事務的に確認したい内容がある場合、所属の運営支援に聞いても本部が決めることだからわからないと回答されることが多く、また大学本部に聞いても所属の部局に聞いてほしいという回答が多くわからないまま諦めた」という声を聞きます。つまりは部局と本部間のたらい回しが起こり問題や疑問点を解決することができず困っていました。その中で、「全学説明会等ではなく、親身になって回答をしてくださる専門の方と話をしたい」という要望が出てきました。つきましては、相談を受けてくださる「契約職員窓口」の設定を求めます。相談内容は、契約更新や再雇用時に聞きたいことなど就業規則に関するものが主になります。

7. 更新の5年上限撤廃要求(再)

基本的には5年上限付与は反対であり、撤廃を求めます。なお、現在、運用面において、条件によっては学内募集を行い、6年目の雇用も可能であるという方向で動いていますが、運用2年目を迎えますので、その実績を検証し、運用面の改善協議を求めます。

以上